

深谷市空家等対策の推進に関する条例の概要

条例制定の背景について

全国的に空き家が年々増加し、適正に管理されずに放置され、周辺的生活環境に悪影響を及ぼすことが社会問題となるなか、平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）」が施行されました。

本市においては、平成27年2月に自治会連合会、シルバー人材センターとそれぞれ協定を締結するなど、空き家の適正な管理を促進してきました。また、平成28年4月に不動産関係団体と協定を締結し、空き家の活用を推進する体制を構築しました。さらに、平成30年3月に空き家対策を総合的かつ計画的に推進するため、法第6条に基づく「深谷市空家等対策計画（以下「計画」という。）」を策定しました。

この度、法の趣旨を踏まえ、本市の空家等対策を円滑に推進するため、「深谷市空家等対策の推進に関する条例（以下「条例」という。）」を制定するものです。

法と条例の関係について

条例は、法の規定について再掲や確認する条文、法の規定を強める条文、法に規定がない独自の条文で構成し、法を補完するものとなっています。

※法と条例の対照表参照

条例の概要について

【第1条（趣旨）】

法に定めるもののほか、市の空家等に関する施策の推進に関し必要な事項を定める。

【第2条（定義）】

(1) 空家等 法第2条第1項に規定する空家等をいう。

建築物・附属工作物
(住宅、倉庫、門、塀等)



敷地
(立木等)

※居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの

(2) 特定空家等 法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。

※特定空家等とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態等にあると認められる空家等をいう。

【第2条（定義）】（続き）

- (3) 所有者等 空家等を所有し、又は管理する者をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は市内で事業活動を行う個人若しくは法人その他の団体をいう。
- (5) 事業者等 市内で不動産業、建設業その他の空家等の管理及び活用に関連する事業を営む者をいう。

【第3条（市の責務）】

- 1 空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等対策計画を定める。
- 2 空家等に関する施策の実施に当たっては、市民等、事業者等及び関係機関との連携を図る。
- 3 空家等の発生の予防並びに適正な管理及び活用の意識の啓発を図る。

【第4条（所有者等の責務）】

- 1 空家等の適正な管理に関し、自らの責任及び負担において必要な措置を講ずるよう努める。
- 2 空家等を自ら利用する見込みがないときは、当該空家等を積極的に活用するよう努める。

【第5条（市民等の役割）】

- 1 市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努める。
- 2 適正な管理が行われていない空家等の情報を市に提供するよう努める。

【第6条（事業者等の役割）】

- 1 市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努める。
- 2 空家等の活用を促進するため、必要な措置を講ずるよう努める。

【第7条（特定空家等の認定）】

- 1 市長は、空家等が法第2条第2項に規定する状態にあると認めるときは、当該空家等を特定空家等として認定する。
- 2 市長は、特定空家等を認定するときは、あらかじめ深谷市空家等対策審議会の意見を聴くものとする。

【第8条（表示板の設置）】

市長は、空家等を特定空家等に認定したときは、特定空家等であることを示す表示板を設置することができる。

【第9条（緊急措置）】

- 1 市長は、空家等が適正に管理されていないことにより、地域住民の生命、身体又は財産に危害を及ぼすことが想定され、かつ、緊急性が認められるときは、これを回避するために必要最小限の措置（以下「緊急措置」という。）を講ずることができる。
- 2 市長は、緊急措置を講じようとするときは、当該空家等の所有者等の同意を得なければならない。ただし、所有者等の所在が判明しないときなど、やむを得ない事由により同意が得られないときは、この限りでない。
- 3 市長は、緊急措置を講じたときは、その内容を特定空家等の所有者等に速やかに通知しなければならない。ただし、所有者等を確知できないときは告示に代えることができる。
- 4 市長は、緊急措置を講じたときは、その費用を当該空家等の所有者等に請求することができる。

【第10条（深谷市空家等対策審議会を設置）】

市の空家等に関する施策の推進に関し必要な事項について審議するため、深谷市空家等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

【第11条（組織）】

- 1 審議会は、委員10人以内で組織する。
- 2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 識見を有する者
 - (2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

【第12条（任期）】

委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

【第13条（会長及び副会長）】

- 1 審議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。

【第14条（委任）】

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【附則】

この条例は、公布の日から施行する。

○法と条例の対照表

法				条例				
	条	項	規定の概要		条	項(号)	規定の概要	
			実施主体	規定の主旨				
-	1条	-	-	目的	◎	1条	-	趣旨
☆	2条	各項	-	定義(空家等、特定空家等)	◇	2条	1~3号	定義(空家等、特定空家等、所有者等)
					◎	2条	4・5号	定義(市民等、事業者等)
○	4条	-	市町村	市町村の責務(計画の策定、対策の実施)	○	3条	1項	市の責務(計画の策定、施策の実施)
○	6条	各項	市町村	空家等対策計画の策定				
					◎	3条	2・3項	市の責務(連携・啓発)
○	3条	-	所有者等	空家等の所有者等の責務(適正管理)	○	4条	1項	所有者等の責務(適正管理)
					◎	4条	2項	所有者等の責務(活用)
					◎	5条	各項	市民等の役割
					◎	6条	各項	事業者等の役割
-	5条	各項	国	基本指針の策定				
☆	7条	各項	市町村	協議会				
-	8条	-	都道府県	市町村への援助				
☆	9条	1項	市町村	所有者を把握するための調査				
☆	9条	2~5項	市町村	立入調査(特定空家等)				
☆	10条	各項	市町村	税情報等の利用				
☆	11条	-	市町村	データベースの整備等				
☆	12条	-	市町村	空家等の適切な管理の促進				
☆	13条	-	市町村	空家等の活用等				
					◎	7条	各項	特定空家等の認定
					◎	8条	-	表示板の設置(特定空家等)
☆	14条	1~13項	市町村	特定空家等に対する措置(指導又は助言、勧告、命令、代執行等)				
-	14条	14・15項	国	特定空家等のガイドライン策定				
-	15条	各項	国 都道府県	財政上、税制上の措置等				
-	16条	-	-	過料				
					◎	9条	各項	緊急措置
					◎	10~13条	-	深谷市空家等対策審議会
					◎	14条	-	委任

☆市が実施する施策に係る条文

○条例で法の規定を強める条文

◇法の規定の再掲や確認する条文

○条例で法の規定を強める条文

◎法に規定がない独自の条文